

## 議第二十八号

### 岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例について

岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

### 岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県国民健康保険法施行条例（平成二十九年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十四条とし、第十九条の次に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準）

第二十条 算定政令第十一条の二第三項の条例で定める基準は、各市町村に係る子ども・子育て支援納付金納付金基礎額に当該市町村に係る所得の水準を反映させることとする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第二十一条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第二十二条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第二号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲）

第二十三条 算定政令第十一条の二第七項の条例で定める範囲は、零を超え、かつ、一未満の数とする。

### 附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二十条から第二十三条までの規定に基づく国民健康保険事業費納付金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の額の算定その他の国民健康保険事業費納付金の徴収に關し必要な行為は、この条例の施行の日においても行うことができる。

## 提 案 説 明

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険事業費納付金の額の算定に必要な基準等を定めるため、この条例を定めようとする。